

えがお
みんなが笑顔になる

す
住みよいまち「あきしま」を目指して！

し
みんなで知ろう しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法

しょうがい りかい
～障害を理解しましょう～



しょうがいしゃさべつかいしょうほう
障害者差別解消法とは

しょうがい ひと ひと たが ひと
障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを
みと あ こうりゅう ささ あ
認め合い、交流し、支え合いながら、ともに生きる社
かい だれ かんしん しゃかい め ぎ ほうりつ
会、誰もが安心して暮らせる社会を目指す法律です。

せいしきめいしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
(正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。)



障害者差別解消法で定められていること

しょうがいしゃさべつかいしょうほう へいせい ねん がつ にち しこう ぎょうせいきかん みんかんじぎょうしゃ
障害者差別解消法は平成28年4月1日に施行され、行政機関や民間事業者
たい ふとう さべつてきとりあつか きんし ごうりてきはいりよ ていきょう もと
などに対し、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めて
います。そのことにより、しょうがい ひと しょうがい ひと とも く しゃかい
を目標としています。

◆ふとう さべつてきとりあつか きんし 不当な差別的取扱いの禁止

ぎょうせいきかん みんかんじぎょうしゃ しょうがい ひと たい せいとう りゆう
行政機関や民間事業者などは、障害のある人に対して、正当な理由な
く、しょうがい りゆう として、サービスの提供を拒否したり、サービスの提供の
ばしょ じかんたい せいげん しょうがい ひと つ じょうけん つ
場所や時間帯を制限したり、障害のない人には付けない条件を付けた
ることを禁止しています。

①「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障害を理由にし て、区別（分けること）や排除、制限をすること

れい じかんたい りゆう ひと せいしん
(例1) それまで利用していたインターネットカフェが、その人に精神
しょうがい わ とたん みせ りゆう きよひ
障害があると分かった途端、店の利用を拒否した。

れい ちょうかくしょうがい ひと ひとり びょういん じゅしん ひつだん
(例2) 聴覚障害のある人が、一人で病院に受診したところ、「筆談の
ための時間がとれない」との理由で、手話通訳の派遣の依頼も
じゅしん ことわ
せずに受診を断られた。

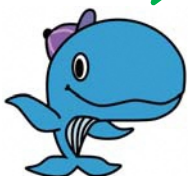
② 車いすや補装具、盲導犬や介助者など、障害に関連することを理由に して、区別や排除、制限をすること

れい ちょうどうけん つ ひと どうぶつ みせ い
(例) 盲導犬を連れた人が「動物は店に入れることができません」と
にゅうてん きよひ
レストランの入店を拒否された。

※ ただし、じょうき 上記の①、②の行為が、だれ 誰がみても目的が正当で、かつ、そ
あつか え さべつ
の扱いがやむを得ないときは、差別とはなりません。

しょうがい ひと さべつ だれ
「障害のある人を差別してはいけない」というのは誰にでも
わ いとてき さべつ ひと
分かることで、意図的に差別をしているような人は、ほとんど
おも げんじつ しゃかい しょうがい ひと
いないと思います。しかし、現実の社会では、障害のある人が
く かんきよう たし
暮らしづらい環境にあるのも確かです。

しょうがい ひと じょうたい じょうきよう なに さべつ
障害のある人のそれぞれの状態や状況において、何が差別と
なっているかに気づき、さべつ かいしょう はいりよ
差別を解消するためには、どんな配慮
（こころ 気づかい） ひつよう かんが
が必要なのかを考えてみましょう。



障害のある人と障害のない人の平等な機会を確保するために、障害の状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスについて、お金や労力など負担がかかり過ぎない範囲で提供することを「合理的配慮」といいます。合理的配慮を行わないことは差別であり、可能な限り合理的配慮の提供をすることが求められています。

また、障害のある人から行政機関や民間事業者などに対して、「社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対策を必要としている」との意思が伝えられたときに、双方の建設的対話により、負担が重すぎない範囲で、必要かつ合理的な対応をすること（民間事業者は、対応に努めること）が求められています。

障害の状態や性別、年齢などを考慮した「変更や調整」について、次のように整理してみました。

① 時間や順番、ルールなどを変えること

(例1) 精神障害のある職員の勤務時間を変更し、ラッシュ時に満員電車を利用せずに通勤できるように対応する。

(例2) 知的障害のある人に対して、ルビをふったり、分かりやすい言葉で書いた資料を提供する。

② 設備や施設などの形を変えること

(例) 建物の入口の段差を解消するために、スロープを設置するなど、車いす利用者が容易に建物に入ることができるように対応する。

③ 補助器具やサービスを提供すること

(例1) 視覚障害のある職員が仕事で使うパソコンに音声読み上げソフトを導入し、パソコンを使って仕事ができるようにする。

(例2) 発達障害のある人のために、他人の視線をさえぎる空間を用意する。

障害者差別解消法は、すべての人が障害のあるなしによって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら、ともに生きる社会をつくることを目指しています。

皆さんも、本書4ページ以降の「障害の主な特性と合理的配慮」を参考に、障害のある人が困っていると思われる時は、まず声をかけ、支援や手助けの必要性を確かめて対応をお願いします。



ヘルプマーク・ヘルプカードにご理解を^{り かい}

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害のある人や難病の人、知的障害のある人などが、外見から分からなくても、援助や配慮を必要としていることを、周囲の人に知らせることができるマークです。



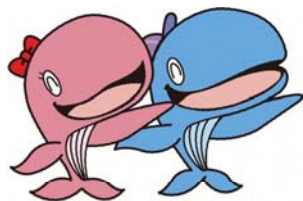
- 電車やバスの中などでは、席をお譲りください。
- 駅や商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします。
- 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

ヘルプカード

知的障害・聴覚障害・内部障害など様々な障害のある人や周囲の支援を必要とする人が、緊急時、災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲の人に必要な支援や手助けをお願いしやすくするためのカードです。



ヘルプカードは、緊急時の連絡先や必要な支援内容などが記載できるようになっており、支援を必要とする人が身につけておくことで、いざというときに必要な支援を受けるのに役立ちます。



障害のある人が困っているような場合は、「何かお手伝いすることはありますか？」と声をかけてください。その際に、「ヘルプカード」の提示があれば、その内容を確認し、記載内容に沿った配慮や支援をお願いします。

ヘルプカード・ヘルプマークは、市役所障害福祉課（1階13番窓口）、保健福祉センター（あいぽっく）、東部出張所などで無料で配布しています。

障害の主な特性と合理的配慮

しんたいしょうがい

身体障害について

身体障害には、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害や内部障害があります。生まれつき障害のある人、突然の病気や事故などによる中途障害の人などがいます。

◆肢体不自由

手足や体幹に運動障害があることをいいます。障害の種類や部位、原因や程度は様々で、杖、車いす、義手や義足を使用する人もいます。

病気やケガなどにより、上肢・下肢・体幹の機能の一部または全部に障害があるために、立つ、座る、歩く、食事、着替え、物の持ち運び、字を書くなど、日常の様々な動作が困難です。外見からは分からない場合もあり、困難さの内容や程度は、人により異なります。

障害の部位や程度により日常生活に大きな支障がない人から、立って歩いたりすることなどに支障があるため、杖、車いすや義足などを必要とする人、日常生活に多くの介助を必要とする人など個人差があります。

指・手・腕に障害があることにより、小さな物をつかんだり、持ち上げたり、文字を書いたりするなどの細かい作業や、扉や水道の蛇口の開け閉めなど、ある程度の力が必要な動作が苦手な人がいます。

マヒの影響などで文字を書くことや会話が難しい人、段差や長距離の移動が困難な人もいます。また、杖や車いすを利用する人は狭い通路や人が混み合う場所が苦手です。

【配慮して欲しいこと】

- 困っている人がいたら、まず本人に声をかけて支援が必要か聞いてください。
- 支援が必要な場合は、具体的に何をしたいか聞いて手伝ってください。
- 車いすには、手動（自走式）、介助用や電動の車いすなどがあり、操作方法はそれぞれ異なりますので、支援する際は、操作方法などを本人に確認してください。



◆ 視覚障害

視力や視野に何らかの障害のあることをいい、まったく見えない全盲の人、見え方がそれぞれ違う弱視の人、色の区別ができない人や見える範囲が狭い人などがいます。

また、見えない障害だけでなく聞こえない障害を併せ持つ人を「盲ろう者」といいます。「盲ろう者」の方は、光と音が失われた状態で生活しているため、自分の力ではコミュニケーションを交わすことが難しく、テレビやラジオを楽しむんだり、本や雑誌を読むこともできず、孤独な生活を強いられている状況にもあります。

【配慮して欲しいこと】

- 会話するときは「あっち、こっち」などと、見ることができなければ分からない言葉でなく、「前、後、左、右」「○メートル先」「時計の○時の方向」のように具体的な表現を使ってください。
- 誘導するときは、誘導する人の肩や肘に本人が手を添え、お互いに声をかけると安心して一緒に歩くことができます。また、歩く速度も相手に合わせてください。
- 触れることで物の形や位置を確認できる場合がありますので、物などに触れることが可能な場合は、触れて確認できるようにしてください。
- 盲導犬などの補助犬はペットではありません。声をかけたり、さわったりしないでください。対応方法が分からないときは、補助犬の使用者本人に聞いてください。
- 点字ブロックの上に、立ち止まったり、自転車、かばんやバッグなど障害物になるような物を置かないでください。
- 「盲ろう者」の方へのサポート方法として、まずは、話しかけてみてください。気がつかないようでしたら、優しく肩に手をかけ、伝えたいことを手のひらに書いてください。
- 「盲ろう者」の方は、すぐそばに人がいても分からないことが多いため、いつもどこかに触れて、隣にいることを示してください。



◆ 聴覚障害

聴覚に何らかの障害があり、まわりの音や話し言葉が聞こえにくい、ほとんど聞こえない、まったく聞こえないなどの状態をいい、音声による会話などが困難です。どれくらい聞こえるかは人によって異なり、文章を読み書きする力も人により異なります。

聞こえなくなった年齢やその障害程度によって、コミュニケーション方法も手話・筆談・読話などと方法が異なります。

コミュニケーションが上手くできないため、聞こえる人と自由に会話をするのが難しく、助けが必要な時に、まわりの人に上手く助けを求めることができません。

また、言葉などが聞こえないため、放送や呼びかけ、物音が分からないことによる不便さや状況を判断することが難しいことがあります。

【配慮して欲しいこと】

- 相手に聴覚の障害があると分かったときは、手話ができる方は、手話で話しかけてください。
- 手話ができない方は、指さしや顔の表情、身振り、筆談などを交えて、ゆっくり、はっきりした声で、口の動きが分かるように正面を向いて話してください。また、筆談の場合は、簡潔に分かりやすく表現してください。

◆ 音声・言語・そしゃく機能障害

音声を発することはできますが、言葉として話すことが難しいこと、食べ物を噛むことや飲み込むことに障害があることなどをいいます。

【配慮して欲しいこと】

- 言葉が聞き取りにくい人でも、一生懸命、自分の意思を伝えようとしていますので、丁寧に繰り返しよく聞いてください。
- 食べ物を噛んで飲み込むことが難しいため、食事の形態に合わせた配慮をしてください。



◆ 内部障害

内部障害とは、体の内部に障害があることをいい、主に「心臓機能障害」「腎臓機能障害」「ぼうこう・直腸機能障害」「ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能障害」「肝臓機能障害」「呼吸器機能障害」「小腸機能障害」があります。

また、様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための「ストマ（人工肛門・人工ぼうこう）」を造設した人を「オストメイト」といいます。

【配慮して欲しいこと】

- 内部障害のある人の共通の悩みとして、外見からは障害があることがわかりづらく、周囲からの理解が得られにくいなど、ストレスを受けやすい状況があります。そういった障害のある人がいるということを認識した上で、日常生活上の様々な不便さを理解してください。
- オストメイトの方は、トイレの際に排泄物の処理のほか、場合によっては腹部や衣服を洗う必要があります。オストメイト対応のトイレが設置してある場合は、オストメイト対応のトイレへ案内していただくとともに、設置されていない場合は、なるべく広めの洋式トイレへ案内してください。
- 呼吸器機能障害により酸素ボンベを使用している人がいます。酸素ボンベを使用している人に、火を近づけると顔に大やけどを負ってしまうかもしれませんので、酸素ボンベを使用している人の近くでは、タバコを吸わないでください。
- 内部障害のある人は、細菌やウイルスに感染しやすいので、風邪をひいているときは、マスクをするなどの対策をして、うつさないように配慮してください。



高次脳機能障害について

高次脳機能障害とは、病気や交通事故など様々な原因によって脳に損傷を受けたことで生じる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障害のことをいいます。

外見からは分かりにくく、一人ひとり症状が異なる障害ですが、どのような障害があるのかは、本人も説明することが難しいこともあります。

次のような症状が現れる場合があります、これらの症状が重複して出現する場合もあります。

注意障害：ぼーっとしている。一度に二つのことをすることが難しい。

記憶障害：新しい物事の記憶が難しい。約束を覚えていることが苦手。

遂行機能障害：物事に優先順位をつけたり、家事や仕事を計画的に進めるのが苦手。

社会的行動障害：引きこもりがち。感情をコントロールすることが難しい。

半側空間無視：移動中、左側にある物にぶつかる。食卓の左側半分のおかずが分からず食べ残す。

失語症：思った言葉が出て来にくい。字を読んだり書いたりすることが難しいときがある。

【配慮して欲しいこと】

- 一度に多くの話しをせず、ゆっくり話し、ひとつひとつ理解しているか確認しながら話してください。
- 約束などをするときには、メモに書いて渡し、双方で確認するなど、本人が覚えやすい方法にしてください。
- 感情のコントロールができず、興奮している時は、休憩をとったり、場所や話題を変えたりして、クールダウンを図ってください。
- 手順を簡単にする、日課をシンプルにする、手がかりを増やすなどの環境の調整に努めてください。



知的障害について

知的障害とは、先天性または出産時、あるいは出産後の早い時期に、脳に何らかの障害を受けたため知的な発達が遅れ、社会生活への対応が困難な状態をいいます。

おおむね18歳頃までの発達期に現れた知的機能の障害により、日常生活に支障が生じ、その程度に応じた支援を必要とします。

- ・ 「考えたり、理解したり、読んだり、書いたり、計算したり、話したり」するなどの知的な機能に発達の遅れが生じています。
- ・ 理解できても、話す、書くといった表現が苦手な人もいます。
- ・ 金銭管理、会話、買い物、家事などの社会生活への適応に支援が必要な場合もあります。

【配慮して欲しいこと】

- ・ 難しい言葉は使わず、ゆっくりと丁寧に短い言葉で話してください。
- ・ 成人の方に接する場合は、幼児語で話さないでください。
- ・ 否定語や抽象的な表現は使わず、肯定語に置き換えて具体的な表現を使ってください。
- ・ 答えを聞きたいときは、本人の返事をじっくり待ってください。ジェスチャーなどで返す場合もあります。
- ・ 文章で伝える場合は、理解しやすくするため、分かりやすい文章にするとともに、漢字を少なくしてルビをふるなどの配慮をしてください。
- ・ 写真、絵などを使うと分かりやすい人もいますので、説明の方法などを工夫してください。
- ・ 本人が困っている様子があれば、声をかけてください。



発達障害について

発達障害とは、脳の機能障害で次のような特性（症状）があり、生活や学習に困難さを生じる障害のことをいいます。

子どもの頃にあきらかになる場合が多いですが、大人になってから気づくこともあります。

また、発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などに分類されています。

主な障害の特性として

- 相手の気持ちをうまく汲み取ることが苦手な人もいます。
- 対話よりも文字や絵などから情報を得ることが得意な人もいます。
- 見通しの立たない状況では、不安が強くなる人もいます。
- 大勢の人がいる場所や気温の変化などの感覚刺激への敏感さがある人もいます。
- 発達障害のある人の中には、知的障害を伴う人もいます。

【配慮して欲しいこと】

- 本人をよく知る専門家や家族にサポートのコツを聞いてください。
- 肯定的、具体的、視覚的な方法などで、伝え方を工夫してください。
（「○○をしましょう」といったシンプルな伝え方、その人の興味関心に沿った内容や図・イラストなどを使って説明するなど。）
- 新しい活動を始める場合は、手順を示す、モデルを見せる、体験練習をするなど分かりやすく伝えてください。
- 感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温など感覚面の調整を行ってください。
（大声で説明せずメモで内容を伝える、周りからの刺激を減らすために居場所をついたてなどで区切る、クーラーなどの設備のある部屋を利用できるように配慮するなど。）
- 答えを聞きたいときは、本人の返事をじっくり待ってください。

精神障害について

精神障害とは、「統合失調症」や「気分障害（うつ病、双極性障害）」、「アルコール依存症」などの精神疾患にかかることにより、「考えをうまくまとめること」や「人とのコミュニケーション」がしづらくなり、「意欲が弱まりひきこもりがちになる」など生活がしにくい状態のことをいいます。

精神障害は、誰にでもかかりうる病気であり、種類や症状も様々です。自分で気づきやすい症状と、自分では気づきにくく、家族など周りの人が先に気づくこともあります。

こころの健康状態が気になるときは、一人で悩まずに身近な人や周囲の人、地域の相談機関に相談することが大切です。

また、医療機関へ受診することにより、早期発見・早期治療が可能となり、多くの場合、服薬治療やリハビリテーションにより症状が安定し、回復に向かいます。

【配慮して欲しいこと】

- 周囲の理解と協力があれば精神障害の苦しみは軽くなりますので、周囲に精神障害のある人がいたら、健康的なところを大切にして自然体で接し、気長に見守ってください。それが大きな支えになります。
- 物事を伝える場合、一度に多くの情報が入ると混乱する場合があります。伝える情報は紙に書くなどして、整理してゆっくり具体的に伝えることを心がけてください。
- ストレスや環境の変化に弱いことを理解し、症状が強い時には無理をさせず、しっかりと休養をとるなど、速やかに主治医に受診することを促してください。



難病について

難病とは、発症の原因が不明で治療方法が確立しておらず、長期にわたり療養を必要とする場合があります。体への負担が大きい疾病とされています。

症状や病状に個人差があり、同じ疾病でも重篤で全面的な介助が必要な人もいれば、日常生活をほとんど問題なく送っている人もいます。



外見からは障害があることが分かりにくいいため、周囲からの理解が得られにくく、社会参加が進みにくい場合があります。

【配慮して欲しいこと】

- 午前中は体調が悪くても、夕方になると良くなるなど、一日の中で体調の変動があることがあります。特に、ストレスや疲労により、症状が悪化することがありますので、症状や体調に応じて、配慮してほしい内容を本人に確認しながら、できるだけ負担をかけない対応を心がけてください。
- 体調がすぐれない時などは、休憩できる場所を確保してください。
- 疾患により、「トイレに頻繁に行く」、「暑さ寒さに気をつける」ことなどに留意してください。
- 多くの疾患では、定期的な通院が必要です。定期的に通院をすることで、入院することや長期の休みを取らなくても、日常生活を送ることができるため、通院などに配慮してください。



しょうがい かん 障害に関するマーク

めい しょう 名称・マーク	い み マークの意味
<p>しょうがいしゃ 障害者のための こくさい 国際シンボルマーク</p> 	<p>ちゅうしゃじょう 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、しょうがい 障害のある人の利用への配慮について、ご協力をお願いします。 ※このマークは「すべての障害のある人を対象」としたものです。特に車いすを利用する障害のある人に限定し、使用されるものではありません。</p>
<p>しんたいしょうがいしゃひょうしき 身体障害者標識 (身体障害者マーク)</p> 	<p>しんたいふじゆう 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。 きけんぼうし 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、どうこうつうほういはん 道路交通法違反になります。</p>
<p>しゅわ 手話マーク</p> 	<p>「手話で対応します」 ちようかくしょうがいしゃだんたいぜんこくそしき ぜんにほん れんめい さくてい 聴覚障害者団体全国組織「全日本ろうあ連盟」が策定したマークです。やくしょ こうきょうしせつ みんかんしせつ こうきょうこうつうきかん 役所、公共施設、民間施設や公共交通機関の窓口などで提示することを目的として作られました。</p>
<p>ひつだん 筆談マーク</p> 	<p>「筆談で対応します」 ちようかくしょうがいしゃだんたいぜんこくそしき ぜんにほん れんめい さくてい 聴覚障害者団体全国組織「全日本ろうあ連盟」が策定したマークです。やくしょ こうきょうしせつ みんかんしせつ こうきょうこうつうきかん 役所、公共施設、民間施設や公共交通機関の窓口などで提示することを目的として作られました。</p>
<p>ちようかくしょうがいしゃひょうしき 聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)</p> 	<p>ちようかくしょうがい 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。 きけんぼうし 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った場合には、どうこうつうほういはん 道路交通法違反になります。</p>
<p>みみ 耳マーク</p> 	<p>き 聞こえが不自由であることを表す、国内で使用されているマークです。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーション方法の配慮について、ご協力をお願いします。</p>

名称・マーク

盲人のための
国際シンボルマーク



マークの意味

視覚障害のある人のための世界共通のマークです。
視覚障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけられています。
このマークを見かけた場合には、視覚障害のある人の利用への配慮について、ご協力をお願いします。

白杖SOSシグナル普及
啓発シンボルマーク



視覚障害のある人が、外出先で困ったことがあった場合などに、白杖を頭上50cm程度に掲げて周囲の方にサポートを求める「白杖SOSシグナル」の普及啓発を図るためのシンボルマークです。

オストメイトマーク



人工肛門・人工ぼうこうを造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。
オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。

ハート・プラスマーク



「身体内部に障害のある人」を表しています。
このマークをつけている人を見かけた場合には、内部障害のある人への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。
身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。
お店などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れてくる人を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いします。

障害者雇用支援マーク

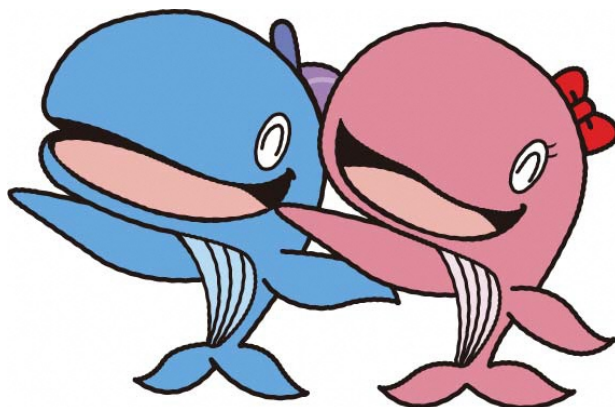


公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害のある人の在宅障害者就労支援及び障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。

【相談窓口】 昭島市障害福祉課（昭島市役所1階13番窓口）

TEL: 042-544-5111 (代表) FAX: 042-546-8855

市民の皆さん一人ひとりが、ちょっとした心づかい
をすることで、障害のある人も障害のない人も、誰
もが暮らしやすいまちをつくる第一歩となります。



昭島市公式キャラクター：アッキー&アイラン

このパンフレットは、市民の皆さんが障害を理解する一助になる
ことを願い作成しました。

発行年月 平成29年10月

編集：昭島市障害者地域支援協議会

監修・発行：昭島市保健福祉部障害福祉課

印刷：特定非営利活動法人ぷーやんあしなが福祉会

このパンフレットのデータは、昭島市のホームページ「福祉のひろ
ば・障害のあるかたへの支援」に掲載しています。

昭島市 差別解消法

検索